

<p>務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長⁽³⁾が招集する。</p> <p>4 理事長⁽³⁾以外の理事は、理事長⁽³⁾に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事⁽⁴⁾は3月に1回⁽⁴⁾以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(注)1 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。</p> <p>(注)2 当該報告は、組合の実情に応じて、理事長又はその指名した理事がまとめて行ってもよいし、各担当理事が行うことも可能である。</p> <p>(注)3 「3月に1回以上」とは、少なくとも4半期に1度を目安に、各組合の実情に応じて定めるものである。</p>	<p>務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事が理事の3分の1⁽³⁾以上の同意を得て、又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内⁽⁴⁾に、理事会を招集しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、理事長が理事会を招集しないときは、理事会の招集を請求した当該理事又は監事は理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事⁽⁴⁾は3月に1回⁽⁴⁾以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(注)1 「3分の1」は、理事の定数その他組合の実情により定めればよく、例えば、「2分の1」又は「4分の1」とすること差し支えないが、おおむね「3分の1」が適当であろう。</p> <p>(注)2 請求のあった場合の招集期日は、適宜定めて差し支えないが、おおむね「7日以内」程度が適当であろう。</p> <p>(注)3 当該報告は、組合の実情に応じて、理事長又はその指名した理事がまとめて行ってもよいし、各担当理事が行うことも可能である。</p> <p>(注)4 「3月に1回以上」とは、おおむね4半期に1度を目安に、各組合の実情に応じて定めるものである。</p>	<p>会社法第366条第1項</p> <p>会社法第366条第2項</p> <p>会社法第366条第3項</p> <p>削除</p>
<p>(理事会招集手続)</p>	<p>(理事会招集手続)</p>	

<p>第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知⁽²⁾を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(注) 通知は、理事及び監事の全員に対して発することを要し、従って第34条第2項の特別の利害関係を有するため議決権を行使することができない理事に対しても通知を必要とするものである。招集通知のものがあつたため、その理事が出席しなかったときは、その理事会の議決は特段の事情がない限り無効とすべきものである。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会(及び総代会)⁽¹⁾の招集及び(並びに)⁽²⁾総会(及び総代会)⁽¹⁾に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項</p> <p>(注) 総代を置いている組合にあつては、括弧書に従って規定するものである。</p>	<p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知⁽²⁾を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(注) 通知は、理事及び監事の全員に対して発することを要し、従って第33条第4項の特別の利害関係を有するため議決権を行使することができない理事に対しても通知を必要とするものである。招集通知のものがあつたため、その理事が出席しなかったときは、その理事会の議決は特段の事情がない限り無効とすべきものである。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会(及び総代会)⁽¹⁾の招集及び(並びに)⁽²⁾総会(及び総代会)⁽¹⁾に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項</p> <p>(注) 総代を置いている組合にあつては、括弧書に従って規定するものである。</p>	<p>会社法第368条</p> <p>削除</p>
--	--	---------------------------

<p>(理事会の議決方法)</p> <p>第34条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。(注)1</p> <p>2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。(注)2</p> <p>(注)1 理事会の定足数及び決議要件について、過半数を上回る割合を定めることができる。</p> <p>(注)2 本項の規定により理事会への報告を要しないものとされた事項については、法令の定める事項を記載した記録を作成し、これに作成した理事が署名し、又は記名押印するものである。</p>	<p>(理事会の成立要件)</p> <p>第32条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第33条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、その都度選任する。</p> <p>3 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。</p> <p>4 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。</p> <p>5 理事会において議決をする場合には、議長は第1項の出席した理事の数に、前項に規定する理事はその議決に関して第1項の出席した理事の数に算入しない。</p>	<p>削除</p> <p>法第30条の5第1項</p> <p>法第30条の5第2項</p> <p>法第30条の6</p> <p>法第30条の8</p>
<p>(理事会の議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令に定め</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第34条 議長及び理事会において選任した理事</p>	<p>法第30条の5第3項4項</p>

<p>る事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。</p>	<p>2人(注)1は、理事会の議事について議事録を作成し、これに署名又は記名押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した理事(注)2及び監事の氏名</p> <p>(3) 議事の経過の要領</p> <p>(4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに反対した理事の氏名(注)3)</p> <p>3 理事は、第1項の議事録を10年間(注)4主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(注)1 理事の定数その他組合の実情により、適宜この人数を定めて差し支えないが、おおむね「2人」程度が適当であろう。</p> <p>(注)2 「出席した理事」の中に次条に規定する書面による出席理事がいる場合は、その氏名に書面出席である旨を付記するものである。</p> <p>(注)3 第25条第2項及び第3項の責任原因である行為が理事会の議決に基づいてなされたときは、議事録に異議を止めなかった理事は連帯責任を問われることになるので、本号は各議案別に、特に注意して記載すべきものである。</p> <p>(注)4 「10年間」は、最低限の保存年限であり、これより長い期間を定めることは差し支えないが、これより短い期間を定めることは望ましくないものである。</p> <p>(書面による理事会への出席)</p> <p>第35条 理事は、理事会の議案としてあらかじめ</p>	<p>理事会での書面議決不可のため、削除</p>
---	---	--------------------------

	<p>め通知のあった事項について書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第1項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選任しようとする理事長若しくは専務理事^(注)の氏名を書面に明示して、第29条第7項の規定による規則の定めるところにより、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(注)「理事長若しくは専務理事」は、第28条との関連において規定するものであり、「理事長」を「組合長」と呼んでいる組合あるいは「常務理事」を置いているような組は、それに応じて規定するものである。</p>	
	<p>(理事の競業禁止義務)</p> <p>第36条 理事が、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認^(注)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の取引を行った理事は、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告^(注)しなければならない。</p> <p>(注)1 理事会の承認に当たっては、当該理事は第33条第4項の特別の利害関係を有する理事として議決権行使を排除されるものである。</p> <p>(注)2 当該報告は、理事会が、実際になされた取引が承認された範囲に属するのかどうかやその理事に忠実義務違反がないかどうかを判断し、組合に損害が生じる可能性があるときは、それに対する措置を講じる機会を与</p>	<p>第26条中に移動のため削除</p>
	<p>えるために行われるものであり、当該理事が前項の取引をするにつき理事会の承認を受けていたかどうかに関係なく行わなければならないものである。</p>	
<p>(定款等の備置)</p> <p>第36条 この組合は、定款及び規約を各(主たる)事務所^(注)に備え置かなければならない。</p> <p>2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>(定款等の備えつけ及び書類の提出)</p> <p>第37条 理事は、定款、規約、総会(及び総代会)^(注)の議事録(を各事務所に)^(注)、組合員名簿その他組合の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を(主たる)^(注)事務所に備えておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定による組合員名簿には、各組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。</p> <p>3 理事は、通常総(代)^(注)の会日の7日前までに事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつ、これらを(主たる)^(注)事務所に備えておかなければならない。</p> <p>4 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 組合員数、出資口数及びその金額並びにその増減</p> <p>(2) 役員、職員(総代)^(注)等の組織の状況</p> <p>(3) 過去3年間における組合の事業及び財産の概況</p> <p>(4) 事業の状況</p> <p>ア 当該事業年度における事業の種類ごとの実績</p> <p>イ 設備投資の状況</p> <p>(5) 子会社等の概況及び決算の状況</p> <p>(6) 総(代)^(注)の議決</p> <p>(7) その他必要な事項</p>	<p>法第25条の2</p> <p>法第26条の5</p>

<p>3 この組合は、組合員又は組合の債権者から、業務取扱時間内において次に掲げる請求があったときは、正当な理由(注)2がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>(1) 定款、規約及び組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 定款、規約及び組合員名簿が電磁的方法をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>(注) 1 定款及び規約が電磁的記録をもって作成されている場合であつて従たる事務所における閲覧又は謄写の請求に応ずることを可能とするための措置として法令で定めるものをとっている組合については、主たる事務所とする。</p>	<p>5 第3項に規定する附属明細書には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 資本及び借入金 の 状 況</p> <p>(2) 固定資産等 の 状 況</p> <p>(3) 担保権の設定及び保証債務の状況</p> <p>(4) 各種引当金の状況</p> <p>(5) 子会社等との取引の明細並びに債権及び債務の状況</p> <p>(6) 組合と役員間における取引の状況</p> <p>(7) 役員報酬の状況</p> <p>(8) 事業経費の明細</p> <p>(9) 事業の種類ごとの損益の明細</p> <p>(10) その他重要な事項</p> <p>6 組合員及びこの組合の債権者は、第1項及び第3項の書類の閲覧を求めることができる。ただし、この組合は、正当な理由(注)3がある場合には、当該閲覧を拒否することができる。</p> <p>7 理事は、第3項の書類を通常総(代)(注)1会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。</p> <p>(注) 1 総代を置いている組合にあつては、それぞれ括弧書に従つて規定するものである。</p> <p>(注) 2 主たる事務所のほかに従たる事務所を置いている組合にあつては括弧書内も規定</p>
--	--

<p>(注) 2 組合員名簿については、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準をあらかじめ組合で定めておくことが必要である。</p>	<p>し、主たる事務所しか置いていない組合にあつては括弧書を除いて規定するものである。</p> <p>(注) 3 組合は、組合の民主的な運営の確保等の観点から、組合の情報を組合員、利害関係者等に対し、できる限り開示する必要がある、「正当な理由」をむやみに拡大解釈して不当に情報が隠されるようなことがあつてはならない。したがつて、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準をあらかじめ組合で定めておくことが必要である。</p>
--	--

<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社等に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 前項の子会社等は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすることであると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>6 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請</p>	<p>(監事による監査)</p> <p>第38条 監事は、毎事業年度2回(注)1以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。</p> <p>2 監事は、前項の監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総(代)(注)2会に報告しなければならない。</p> <p>3 監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。</p>
---	--

	<p>法第30条の3第2項</p> <p>会社法第381条第2項</p> <p>会社法第381条第3項</p> <p>会社法第381条第4項</p> <p>会社法第382条</p> <p>会社法第383条第2項</p>
--	---

求することができる。

- 7 第31条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 8 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 9 監事は、総（代）^(第14)会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総（代）^(第14)会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長^(第12)は、前項の者に対し、同項の総（代）^(第14)会を招集する旨並びに総（代）^(第14)会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総（代）^(第14)会の承認を受けるものとする。

(注) 1 第12条(注)1を参照のこと。
 (注) 2 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

- 4 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総（代）^(第14)会の承認を受けるものとする。

(注) 1 監事による監査の回数は、組合の実情により適宜定めるべきであるが、事業年度に「1回」は必ず行うべきであり、できる限り「2回」程度行うことが望ましい。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(監事による調査)

- 第39条 前条第1項に定めるほか、監事は、いつでも理事及びその他の組合の職員に対し事業の報告^(第14)を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査^(第14)することができる。
- 2 監事は、前項の調査の結果、理事又は組合の職員が組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会にこれ

会社法第383条第1項

会社法第345条第1項

会社法第345条第2項

会社法第345条第3項

前条に移動のため削除

を報告しなければならない。

- 3 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 4 第29条第5項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。
- 5 監事は、第2項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置を採らないと認めるときは、総（代）^(第14)会に報告^(第14)しなければならない。

(注) 1 当該報告の方法については自由であり、口頭によるだけでなく、書面によって報告することを求めてもよく、これに対して理事及びその他の組合の職員は、監事の要求が権限濫用的なものでない限り、時期・方法を限定することができないものである。

(注) 2 当該調査は、権限の濫用にならない限り、時期・方法の限定なしに認められるものであり、そのとき対象となる組合の帳簿類等については、会計に関するものに限定されず、その閲覧、謄写が認められ、また、主たる事務所、従たる事務所、店舗、倉庫等に赴いて現実の財産の状況を調査することができるものである。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 4 本項の報告は、書面でも口頭でもよく、監事単独でも連名で行ってもよいものである。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲

(理事の報告義務)

第40条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

会社法第357条

会社法第385条

外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前^(a)から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、

会社法第386条

会社法第360条

当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(注) これを下回る期間を定めることは差し支えない。

(組合員の調査請求)

第42条 組合員は、総組合員の100分の3^(a)以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(注) 「100分の3以上」については、100分の3から10分の1(法第94条第1項の行政庁への検査請求の割合)までの間において、組合の実情を勘案して定めるものである。組合員数2千人未満の小規模な組合においては10分の1と、10万人を超えるような大規模な組合は100分の3と定めるなど、権利の濫用にならないよう充分留意した上で、実現可能な割合において定めるものである。

(顧問)^(a)

第43条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(注) 顧問の設定は、組合の実情により定めるものであるから、本条は、顧問を置いている組合についてのみ規定すればよいものである。

(組合員の調査請求)

第41条 組合員は、総組合員の100分の3^(a)以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、第39条第1項の調査を行わなければならない。

(注) 「100分の3以上」については、100分の3から10分の1(法第94条第1項の行政庁への検査請求の割合)までの間において、組合の実情を勘案して定めるものである。組合員数2千人未満の小規模な組合においては10分の1と、10万人を超えるような大規模な組合は100分の3と定めるなど、権利の濫用にならないよう充分留意した上で、実現可能な割合において定めるものである。

(顧問)^(a)

第42条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(注) 顧問の設定は、組合の実情により定めるものであるから、本条は、顧問を置いている組合についてのみ規定すればよいものである。

る。なお、顧問の資格、選任方法も、組合の実情により、任意に定めて差し支えない。また、顧問以外について設置する場合にも同様の規定を設けること。

(職員)

第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

る。なお、顧問の資格、選任方法も、組合の実情により、任意に定めて差し支えない。

(職員)

第43条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章^(a) (総代会及び)総会

(注) 本章は、総代を置いている組合にあっては「総代会及び総会」の章とし、総代を置いていない組合にあっては「総会」の章とするものである。

また、本章中「総(代)会」、「組合員(総代)」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)」及び「総会(及び総代会)」とあるのは、総代を置いている組合にあっては「総代会」、「総代」、「組合員」及び「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」、「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」及び「総会」とそれぞれ規定するものである。

(総代会の設置)

第〇〇条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人とする。

第4章^(a) (総代会及び)総会

(注) 本章は、総代を置いている組合にあっては「総代会及び総会」の章とし、総代を置いていない組合にあっては「総会」の章とするものである。

また、本章中「総(代)会」、「組合員(総代)」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)」及び「総会(及び総代会)」とあるのは、総代を置いている組合にあっては「総代会」、「総代」、「組合員」及び「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」、「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」及び「総会」とそれぞれ規定するものである。

(総代会の設置)

第〇〇条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人とする。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人以上〇〇人以内において総代選挙規約で定める。^(a)

(注) 1 総代の定数を、定款上幅を持たせ、規約で定めた方が適当な組合にあっては、括弧書の例に従って規定するものである。

(注) 2 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の10分の1(組合員の総数が1000人を超える組合にあっては、100人)以上でなければならない(法第47条第3項)、具体的な定数は、これ以上の範囲において組合の区域及び組合員数に応じて適宜定めるものである。

(総代の選挙)

第〇〇条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第〇〇条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第〇〇条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第〇〇条 総代の任期は〇年^(a)とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人以上〇〇人以内において総代選挙規約で定める。^(a)

(注) 1 総代の定数を、定款上幅を持たせ、規約で定めた方が適当な組合にあっては、括弧書の例に従って規定するものである。

(注) 2 総代の定数は、100人以上でなければならない(法第47条第3項)、具体的な定数は、これ以上の範囲において組合の区域及び組合員数に応じて適宜定めるものである。

(総代の選挙)

第〇〇条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第〇〇条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第〇〇条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第〇〇条 総代の任期は1年^(a)とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任

するまでの間^(a)は、その職務を行うものとする。

(注) 1 総代の任期については、3年以内において定款で定める期間とされている(法第47条第5項)のであるが、組合の実情に応じて定めるものである。

(注) 2 「後任者の就任するまでの間」とは、次期の総代の選挙により当選人が確定するまでの間を意味するものである。

(総代名簿)

第〇〇条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総(代)会の招集)

第45条 通常総(代)会は、毎事業年度終了の日から〇箇月以内^(a)に招集しなければならない。

(注) 通常総(代)会の開催の時期については、とくに法律上の規制はないが、法第92条の2により事業年度終了後3月以内に決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならないことから、事業年度終了の日から3箇月以内に通常総(代)会を行う必要がある。その範囲内で適宜定めるものである。

(臨時総(代)会の招集)

第46条 理事長^(a)は、必要があるときはいつ

するまでの間^(a)は、その職務を行うものとする。

(注) 1 総代の任期については、役員との任期と異なり、定款で定めることとされている(法第47条第4項)のであるが、おおむね「1年」程度とすることが望ましい。

(注) 2 「後任者の就任するまでの間」とは、次期の総代の選挙により当選人が確定するまでの間を意味するものである。

(総代名簿)

第〇〇条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総(代)会の招集)

第44条 理事は、毎事業年度終了の日から2箇月以内^(a)に、通常総(代)会を招集しなければならない。

(注) 通常総(代)会の開催の時期については、とくに法律上の規制はないが、消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号。以下「財務処理規則」という。)第11条により決算日から3箇月以内に事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案を行政庁に提出しなければならないことから、事業年度終了の日から3箇月以内に通常総(代)会を行う必要がある。また、組合における会計事務の処理等を勘案して適当な時期を定めるべきであり、おおむね事業年度終了の日から「2箇月以内」とすることが適当であろう。

(臨時総(代)会の招集)

第45条 理事は、理事会において総(代)会の

法第34条

でも理事会の議決を経て、臨時総(代)会を招集できる。

2 組合員がその5分の1以上^(a)の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総(代)会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内^(a)に臨時総(代)会を招集すべきことを決しなければならない。

(注) 1 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(注) 2 「5分の1以上」の同意による請求があった場合には、理事は法第35条第2項の規定により必ず総(代)会を招集しなければならない義務を有しているが、組合の実情により、さらにこれを例えば「6分の1以上」、「10分の1以上」というようにして理事の招集義務を加重することは差し支えない。しかし、通常の組合にあっては「5分の1以上」程度が望ましい。

(注) 3 「20日以内」というのは、法第35条第2項に規定する最高期限であるから、さらにこれを例えば「15日以内」、「2週間以内」というように短期日にすることは差し支えない。

(総(代)会の招集者)

第47条 総(代)会は、理事会の議決を経て、理事長^(a)が招集する。

2 理事長^(a)の職務を行う者がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事長^(a)が正当な理由がないのに総(代)会招集の手続をしないうときは、監事は、総(代)会を招集しなければならない。

招集の議決をしたときは、臨時総(代)会を招集しなければならない。

2 理事は、組合員^(a)(総代)がその5分の1以上^(a)の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総(代)会の招集を請求したとき、並びに組合員^(a)(総代)が第26条第1項の規定により役員^(a)の解任を請求したときは、その請求のあった日から20日以内^(a)に臨時総(代)会を招集しなければならない。

(注) 1 「5分の1以上」の同意による請求があった場合には、理事は法第35条第2項の規定により必ず総(代)会を招集しなければならない義務を有しているが、組合の実情により、さらにこれを例えば「6分の1以上」、「10分の1以上」というようにして理事の招集義務を加重することは差し支えない。しかし、通常の組合にあっては「5分の1以上」程度が望ましい。

(注) 2 「20日以内」というのは、法第35条第2項に規定する最高期限であるから、さらにこれを例えば「15日以内」、「2週間以内」というように短期日にすることは差し支えない。

法第35条第1項

法第35条第2項

法第36条第1項

法第36条第2項

(注) 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(監事の総(代)会招集)

- 第46条 理事の職務を行う者がいないときは、総(代)会の招集は、監事が行う。
- 2 監事は、前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないにもかかわらず、総(代)会招集の手続をしないときは、総(代)会を招集しなければならない。
- 3 監事は、この組合の財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総(代)会に報告するため必要があると認めるときは、総(代)会を招集しなければならない。

(総(代)会の招集手続)

第48条 理事長(注)が総(代)会を招集する場合には、法令で定める事項について、理事会の議決により決定しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により監事が総(代)会を招集する場合には、法令で定める事項について、監事の全員の合議により決定しなければならない。
- 3 総(代)会を招集するには、理事長(注)又は監事は、その総(代)会の会日の10日前までに、組合員(総代)に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 4 通常総(代)会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、組合員(総代)に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を提供しなければならない。

(総(代)会の招集手続)

第47条 総(代)会の招集は、会日の少なくとも5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により組合員(総代)に通知して行うものとする。

法第37条第1項

法第38条

法第31条の7第7項

(総(代)会提出議案・書類の調査)

第49条 監事は、理事が総(代)会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当事項があると認めるときは、その調査の結果を総(代)会に報告しなければならない。

会社法第384条

(延期又は続行の決議)

第50条 総(代)会の会日は、総(代)会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第48条各項の規定は適用しない。

(総(代)会の会日の延長)

第48条 総(代)会の会日は、総(代)会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、前条の規定は適用しない。

法第44条

(総(代)会の議決事項)

第51条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

(総(代)会の議決事項)

第49条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

法第40条第1項

- (1) 定款の変更
(2) 規約の設定、変更及び廃止
(3) 解散及び合併
(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
(5) 出資1口の金額の減少

- (1) 定款の変更
(2) 規約の設定、変更及び廃止
(3) 解散及び合併(注)
(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
(5) 出資1口の金額の減少
(6) 借入金額の最高限度

(6) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書

(7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案

(7) 連合会及び他の団体への加入(注)又は脱退

(8) 連合会及び他の団体への加入(注)又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総(代)会の議決によりその範囲

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総(代)会の議決によりその範囲

<p>を定め、理事会の議決事項とすることができる。</p> <p>3 総（代）会においては、<u>第48条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総（代）会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総（代）会の議決を経ることを要しないものとする</u>ことができる。この場合においては、<u>総（代）会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第〇〇条及び第〇〇条による。</u></p> <p><u>(1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理（注）2</u></p> <p><u>(2) 〇〇に関する事項（注）2</u></p> <p>(注) 1 「他の団体への加入」には、子会社等への出資等も含むものである。</p> <p>(注) 2 <u>組合の実情に応じて施行規則第〇〇条に規定する事項の中から定めるものである。</u></p>	<p>を定め、理事会の議決事項とすることができる。</p> <p>3 総（代）会においては、<u>第47条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総（代）会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</u></p> <p>(注) 1 <u>総代会においては、法第47条第6項の規定により組合の解散及び合併の議決をすることはできないので、総代を置いている組合にあっては、本号を削除するものである。</u></p> <p>(注) 2 「他の団体への加入」には、子会社等への出資等も含むものである。</p>	<p>法第40条第2項</p> <p>法第40条第3項</p> <p>削除</p>
<p>(総（代）会の成立要件)</p> <p><u>第52条 総（代）会は、組合員（総代）の半数^(注)が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 前項に規定する数の組合員（総代）の出席が</p>	<p>(総（代）会の成立要件)</p> <p><u>第50条 総（代）会は、組合員（総代）の過半数^(注)が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 前項に規定する数の組合員（総代）の出席が</p>	

ないときは、理事会は、その総（代）会の会日から20日以内にさらに総（代）会を招集することを決しなければならぬ。この場合には、前項の規定は適用しない。

(注) 総（代）会の成立要件を「半数」とするかどうかは、組合員等の実情により定めるものであり、組合員数の多い組合の総会にあっては「3分の1」としても差し支えないものであるが、総代を置いている組合にあっては、総代自身が何人かの組合員を代表しているものであるから、よほど特別の理由のない限りは「半数」と規定すべきである。

(役員の説明義務)

第53条 役員は、総（代）会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 組合員が説明を求めた事項が総（代）会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該組合員が総（代）会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(5) 組合員が当該総（代）会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場

ないときは、理事は、その総（代）会の会日から20日以内にさらに総（代）会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(注) 総（代）会の成立要件を「過半数」とするかどうかは、組合員等の実情により定めるものであり、組合員数の多い組合の総会にあっては「3分の1」としても差し支えないものであるが、総代を置いている組合にあっては、総代自身が何人かの組合員を代表しているものであるから、よほど特別の理由のない限りは「過半数」と規定すべきである。

法第43条

合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第54条 組合員(総代)は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総(代)会の議決方法)

第55条 総(代)会の議事は、出席した組合員(総代)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総(代)会の議長は、総(代)会において、出席した組合員(総代)のうちから、その都度選任する。

3 議長は、組合員(総代)として総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

4 総(代)会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した組合員(総代)の数に算入しない。

(総(代)会の特別議決方法)

第56条 次の事項は、組合員(総代)の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上^(a)の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(議決権及び選挙権)

第51条 組合員(総代)は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

2 総(代)会においてこの組合と組合員(総代)との関係について議決をする場合には、その組合員(総代)は、総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

(総(代)会の議決方法)

第52条 総(代)会の議事は、出席した組合員(総代)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総(代)会の議長は、総(代)会において、出席した組合員(総代)のうちから、その都度選任する。

3 議長は、組合員(総代)として総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

4 総(代)会において議決をする場合には、議長及び前条第2項に規定する組合員(総代)は、その議決に関して出席した組合員(総代)の数に算入しない。

(総(代)会の特別議決方法)

第53条 次の事項は、組合員(総代)の(過半数が出席し、その)^(a)3分の2以上^{(a)2}の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併^{(a)3}

(3) 組合員の除名

法第17条

旧法第44条の削除

法第41条

法第42条

(4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転

(5) 第25条第5項の規定による役員の実任の免除

(注) 「3分の2以上」の議決要件は、さらにこれを例えば「4分の3以上」というように加重することは差し支えない。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第57条 組合員(総代)^(a)は、第48条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)^(a)でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第48条第3項の規定によ

(注) 1 第50条第1項の規定による総(代)会の定足数を「過半数以上」としている組合にあつては、この括弧書は規定する必要はないが、定足数を過半数未満、例えば「3分の1」としているような組合にあつては、この括弧書を規定しなければならない。なお、この「過半数」は、さらにこれを例えば、「3分の2以上」というように加重することは差し支えない。

(注) 2 「3分の2以上」の議決要件は、さらにこれを例えば「4分の3以上」というように加重することは差し支えない。

(注) 3 総代を置いている組合にあつては、組合の解散及び合併の議決を総代会で行うことはできないものであるから、この事項は削除し、条を別にして総会議決事項として規定しなければならないものである。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第54条 組合員(総代)^(a)は、第47条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)^(a)でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第47条の規定によりあら

削除

削除

法第17条

りあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第60条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、10(3) (a) 1人 (a) 2以上の組合員(総代) (a) 1を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

6 組合員(総代)は、第1項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、議決権及び選挙権を電磁的方法により行うことができる。(a) 3

7 前項の電磁的方法は、〇〇 (a) 4の方法により行うこととする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代」、「組合員」、「3人」、「総代」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」、「10人」、「組合員」と規定するものである。

(注) 2 「10(3)人」は、法第17条第4項の規定により定められた最高限度の数で、さらにこれを例えば「8(2)人」というように、少人数にすることは差し支えない。

(注) 3 電磁的方法によってできるとする場合には、本項のとおり規定するものである。

(注) 4 施行規則第〇〇条に規定する方法のうち、組合が行う方法を規定するものである。また、具体的な手続き等については、規則で定めるものである。

(家族(組合員) (a) の発言権)

第58条 組合員と同一の世帯に属する者(組合

かじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第57条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、10(3) (a) 1人 (a) 2以上の組合員(総代) (a) 1を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代」、「組合員」、「3人」、「総代」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」、「10人」、「組合員」と規定するものである。

(注) 2 「10(3)人」は、法第17条第4項の規定により定められた最高限度の数で、さらにこれを例えば「8(2)人」というように、少人数にすることは差し支えない。

(家族(組合員) (a) の発言権)

第55条 組合員と同一の世帯に属する者(組合

法第48条

員) (a) は、総(代)会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員(総代) (a) の代理人として総(代)会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(注) 総代を置いていない組合にあつては「家族」、「組合員と同一の世帯に属する者」、「組合員」と、総代を置いている組合にあつては「組合員」、「組合員」、「総代」と規定するものである。

(総(代)会の議事録)

第59条 総(代)会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長(a)がこれに署名又は記名押印するものとする。

(注) 議事録の署名又は記名押印については、「議長及び総(代)会において選任した組合員(総代)2人」と規定することも差し支えない。

(解散又は合併の議決)

第〇〇条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

員) (a) は、総(代)会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員(総代) (a) の代理人として総(代)会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(注) 総代を置いていない組合にあつては「家族」、「組合員と同一の世帯に属する者」、「組合員」と、総代を置いている組合にあつては「組合員」、「組合員」、「総代」と規定するものである。

(総(代)会の議事録)

第56条 総(代)会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総(代)会において選任した組合員(総代)2人(a)がこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 組合員(総代)の総数及び出席組合員(総代)の数

(3) 議事の経過の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

(5) (a) 3 選任された役員の名

(注) 1 総(代)会議事録作成人は、「2人」程度が適当であらう。

(注) 2 本身は、役員を選任を総(代)会において行う組合のみが規定するものである。

法第45条

法第47条の2